

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な児童自立生活援助を提供できるよう、児童自立生活援助事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- ⑭ 定員の遵守
 - 児童自立生活援助事業所の入居定員は、5人以上20人以下とする。
 - 児童自立生活援助事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- ⑮ 非常災害対策
 - 児童自立生活援助事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。

児童福祉法

第33条の6 (略)

- ② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

<内容>

- 児童自立生活援助の実施を希望する者が提出する申込書には、以下の事項を記載するものとする。
 - ・ 児童自立生活援助の実施を希望する者の氏名、居住地、生年月日及び職業
 - ・ 児童自立生活援助の実施を希望する理由
 - ・ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 申込書は、児童自立生活援助の実施を希望する者が居住する都道府県に提出する。
- 申込書には法第56条第2項の規定による徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えるものとする。
- 法第33条の6第2項の規定により申込書の提出を代行する児童自立生活援助事業者は、都道府県との連携を努めるとともに、依頼を受けたときは、速やかに、都道府県に当該申込書を提出しなければならない。
- 都道府県は、児童自立生活援助を実施する必要があると認めた者に対しては、申込がない場合であっても、児童自立生活援助の実施の申込を勧奨しなければならない。